

仕様書

1 業務名

木製防護柵修繕（渡月橋）

2 業務の目的

破損した木製防護柵の修繕（原状復旧）を行い、道路の安全性を確保する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 履行場所

京都市右京区嵯峨中ノ島町 地内

5 業務範囲

「箇所図」及び「現況写真」のとおり（別添）

6 業務内容

① 柵の解体

- ・既存木柵調査
- ・解体、処分（処分材は土木みどり事務所に持込可とする）
- ・基礎の撤去

② 木工事

「ヒノキ四方無地（防腐剤処理済）」を用いて、下記本数の束・貫を新たに製作し、設置する。

- ・束設置×10本
- ・貫設置×18本

③ 左官工事

- ・木柵足元復旧（色モルタル等による充填）

その他詳細は、下記特記事項及び別添書類参照

【特記事項】

- ・柵の外観および部材の寸法は、本修繕箇所（南西側）及び修繕済箇所（北東、北西側）を調査の上、原状と差異の無いものに復旧すること。
- ・柵の構造は、原状と同様に、束にあげた穴に貫を通し固定するものとし、金物は用いないこと。柵に関するその他構造及び耐荷重も原状と同等とすること。
- ・束・貫については、材料承諾書を事前に発注者へ提出すること。
- ・作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費

は、本業務に含む。

- 作業にあたっては、歩行者や通行車両の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、作業が翌日に継続する場合は、仮設フェンス等の設置により物理的な転落防止措置を講じるとともに、カラーコーンや夜間視認用の保安灯等で周囲への注意喚起を行うこと。
- 道路使用許可等に必要な書類(規制図等)は受注者で作成の上、本市に提出すること。なお、許可申請は本市で実施する。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とするが、変更が必要な場合は発注者と協議すること。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- その他仕様については、京都市土木工事共通仕様書に準拠する。

7 支払条件

完了書類(※)の提出により業務の完了が確認できた後に、本業務に係る経費を支払う。

※完了書類：作業写真(着手前、作業時、完了時)、材料証明(束、貫)